

葛飾区低入札価格調査委員会設置要綱

平成 14 年 9 月 30 日

14 葛総経第 211 号区長決裁

改正 平成 16 年 4 月 1 日 16 葛総契第 24 号
平成 18 年 5 月 29 日 18 葛総契第 42 号
平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号
平成 26 年 11 月 7 日 26 葛総契第 495 号
平成 28 年 3 月 22 日 27 葛総契第 848 号
平成 30 年 3 月 28 日 29 葛総契第 817 号
平成 31 年 3 月 27 日 30 葛総契第 760 号
令和 4 年 3 月 29 日 3 葛総契第 867 号
令和 6 年 3 月 22 日 5 葛総契第 896 号

(設置)

第 1 条 葛飾区が施行する公共工事に関し、葛飾区契約事務規則（昭和 39 年葛飾区規則第 7 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく、契約の履行の可否の審査を行うため、葛飾区低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、低入札価格調査制度実施要綱（平成 14 年 9 月 30 日付け 14 葛総経第 211 号）第 2 条に規定する資料提出対象者の入札価格により契約が履行できるか否かについての審査（以下「審査」という。）に関する事務を所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、あらかじめ委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員は、施設部長、都市整備部長、都市施設担当部長及び都市整備部調整課長をもって充てる。

(招集等)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 緊急かつやむを得ない理由により委員会を開催できない場合においては、低入札価格調査議案兼審査書を委員に回付して、委員会の開催に代えることができる。

(採決)

第5条 審査は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則 (平成18年5月29日18葛総契第42号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日20葛総契第335号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年11月7日26葛総契第495号)

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

付 則 (平成28年3月23日27葛総契第848号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月28日29葛総契第817号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月27日30葛総契第760号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年3月29日3葛総契第867号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月22日5葛総契第896号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。